六　貨物を乾燥した状態に保つこと。

七　雨中において船積みをしないこと。

八　船積み中は、船積みを行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。

九　船積み前に、積載場所から離れた位置でコンベヤベルトを作動させ、水又は汚れが付着していないことを確認すること。

十　船積み前に、積載場所のハッチ及び閉鎖装置が風雨密であることを確認すること。

十一　船積み前に、船長は荷送人から、非常時に従うべき安全手順のほか、当該荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する次に掲げる事項を示す書面の提出を受けること。

イ　船積みに適した貨物であること。

ロ　要件を満たしていること。

ハ　当該貨物について、次に掲げる事項につき計測により確認したことを示す資料

⑴　水分値が0.3%を超えないこと。

⑵　温度が65℃を超えないこと。

十二　前号ハに掲げるいずれかの事項に該当しない貨物及び濡れた貨物を船積みしないこと。

十三　積載場所の通気口及び出入口その他の開口部は閉鎖し、密閉すること。

十四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。

十五　船長は、船積みする貨物の温度の計測記録の写しを有していること。

十六　船積み後に、船長は、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、第十一号ハの要件を満たすことを示す書面を有していること。

十七　積載場所に不活性ガスを注入し、当該場所の空気中の酸素濃度を５%未満の状態に保つこと。

十八　船積み前に、船長は、荷送人が船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより取得する貨物を船積み前に30日以上養生していることを示す書面を有していること。

十九　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。

二十　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止し、無線通信装置その他の機器の故障を防止するための措置をとること。

二十一　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

二十二　荷役作業中は、積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。

二十三　積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。

		二十四　積載場所及び当該場所に隣接する区画に立ち入る際には、酸素欠乏又は貨物から発生する可燃性ガスの蓄積の危険性に留意した安全措置をとること。 二十五　船舶の固定式炭酸ガス消火設備を使用しないこと。 二十六　濡れた貨物及び水との反応がすでに始まっている貨物は、すみやかに陸揚げすること。 二十七　出港前に、船積み地を管轄する地方運輸局長の指示するところにより、次に掲げる事項を満たすことを確認すること。 イ　積載場所が正しく密閉され、貨物が不活性化されていること。 ロ　貨物の温度が安定し、65℃を超えていないこと。 ハ　貨物上部の空間における水素濃度が安定し、0.2Vol%を超えていないこと。 二十八　積載場所における空気中の水素及び酸素の濃度並びに貨物の温度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に２年間保管すること。 二十九　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できる防爆型のものであること。 三十　航海中は、積載場所における空気中の水素濃度が１Vol%を超えた場合は、安全措置をとること。 三十一　航海中に貨物の温度が65℃を超えた場合は、安全措置をとること。 三十二　ビルジウェルを定期的に点検し、ポンプ等によりビルジを排出すること。 三十三　ハッチを開ける際には、積載場所の空気中の水素濃度を計測すること。 三十四　陸揚げ中に降雨が生じた場合は、陸揚げを中断し、積載場所を閉鎖し、空気中の水素濃度の計測を行うこと。 三十五　甲板及び積載場所の近傍に蓄積した貨物の粉じんは、すみやかに除去すること。 三十六　陸揚げ後に積載場所の清掃を行う場合は、海水を使用しないこと。
リン鉄（ブリケットを含む。）	FERRO-PHOSPHORUS (including briquettes)	一　可燃性物質類（等級4.3）として隔離すること。 二　食品及び腐食性物質（液体）と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 四　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 五　雨中において荷役作業をしないこと。 六　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 八　航海中は、積載場所を可能な限り連続して機械通風装置を用いて通風すること。 九　陸揚げ後は積載場所を水を使用せずに清掃すること。